

景観まちづくり仲間重点地区

～水・緑が感じられる てだこの城下町(グスクまち)づくり～



目 次

はじめに

I. 景観まちづくり仲間重点地区について

1. 重点地区の位置づけ	1
2. 重点地区の範囲	2
3. まちづくりの精神と将来像	3
4. 資源マップ	4

II. 届出について

1. 届出の流れ	5
2. 届出対象行為	6

III. 仲間重点地区の景観形成基準

1. 景観形成基準の構成	9
2. 建築物及び工作物	
(1) 位置	12
(2) 形態・意匠	17
(3) 色彩	26
(4) 素材	30
(5) 緑化・垣・柵・塀	34
(6) 屋外設備・サイン・その他	39
3. 開発行為	43
4. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	47
5. 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	49
6. 土地の形質の変更	51

IV. 参 考

1. 仲間地区（伝統地域）における緑化の方法	54
2. 緑を広い視野で捉えた考え方について	56

はじめに

本市には、かつて琉球王統発祥の地としての歴史資産と、それを支えた山青く水清い美しい自然環境の中に人々の素朴な暮らしがありました。

しかしながら、先の沖縄戦は壊滅的な打撃を与え、多くの人命とともに緑豊かな集落景観や歴史文化資産を瓦礫の風景に変えてしまいました。

その後の本市の発展は 1970 年に村から市へ昇格したことからも分かるように、急激にスプロールの都市化が進行し、それに伴い、自然緑地の減少、住環境や街並みの悪化、市民相互の連帯意識の低下など様々な都市問題が顕在化してきました。



昭和 30 年代の闘牛大会 戦前は農閑期に各地で開催された。

そのような中で、本市は景観形成や住環境改善の方策として建築協定、地区計画、都市景観賞の制定などの実践的な取組を重ね、1988 年には「浦添市都市景観形成基本計画」を策定し、2006 年度に景観行政団体となり、景観法に基づく「浦添市景観まちづくり計画」を策定しました。また、その後 2008 年度には「景観まちづくり仲間重点地区」を指定して、浦添グスクを中心としたまちづくりの先導的な地区として位置づけ、仲間樋川や広場などの地域資源の整備や道路などの社会基盤整備と併せて街並みの景観形成に取り組んでいるところです。

本書は、仲間地域やそこで住宅などを計画する一般市民の皆様、住宅建設等の経済活動に係る建築士、設計士などの専門家の皆様、また道や公園などの公共事業を行う本市の行政をはじめ沖縄県などの行政の皆様を対象に、仲間重点地区の景観法に基づく景観形成基準についての具体的な解説書として作成しました。

仲間重点地区の景観形成基準は、地域の皆様と長い年月をかけた話し合いのすえつくりあげてきたものです。しかし、基準の中には例えば「浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した」などと抽象的な表現の基準があります。そのような基準については、できる限り具体的な事例で解説を試みました。しかし、その中にはまだ力不足でうまく表現しきれていない部分もございます。今後、それらの部分は時間をかけ補足・修正等を加えより充実を図っていくつもりです。

また、仲間重点地区の基準もこの解説書も、仲間重点地区において建物を建てたり土地を造成したりするなど「まちづくり」の具体的な建設活動を行うときに、地域の「共通した思い」である「水・緑が感じられる てだこの城下町（グスクまち）」を実現するための「共通のルール」として定めたもので、決して建築物や工作物などのデザインを画一的に規定するものではありません。

この解説書の活用を通して、仲間重点地区に係る全ての皆様と共に、当該地区が「水・緑が感じられる てだこの城下町（グスクまち）」となるような景観まちづくりの取組を進めてまいりましょう。



浦添城の麓に広がる仲間地区（平成 21 年）背後の緑の丘陵地にかつての浦添グスクがあった。



1. 重点地区の位置づけ・・・・・・・・・・ 1
2. 重点地区の範囲・・・・・・・・・・ 2
3. まちづくりの精神と将来像・・・・ 3
4. 資源マップ・・・・・・・・・・ 4

I. 景観まちづくり仲間重点地区について

1. 重点地区の位置づけ

景観まちづくり重点地区は、「浦添市景観まちづくり条例」第10条に位置づけられている地区です。市長は条例に則り、景観まちづくり計画における重要かつ先導的なモデルとなる地区を「浦添市景観まちづくり重点地区」（以下「重点地区」という。）として定めることができます。さらに、条例第11条第1項では、「重点地区において特に重要な地区については、都市計画における景観地区として定めるよう努めるものとする。」としています。

【浦添グスク周辺地区での展開】

本市における景観まちづくりの理念は、「てだこ市民によるウラオソイ風景づくり」です。「ウラオソイ」とは浦添の古称であり、これが本市の名前の由来ともなっています。かつて浦添が王統を確立して繁栄した時代、歴代王の居城であった浦添グスクは本市のシンボルとしてあり、現在に至るまで市民の心のよりどころとなっています。

その浦添グスクの復元整備と世界遺産登録は、市民共通の願いといえます。この市民共通の願いを実現するためには、浦添グスクそのものだけでなく、周辺地域も含めて落ち着いた雰囲気づくりや浦添グスク周辺にふさわしい景観形成等の環境整備が不可欠の条件です。

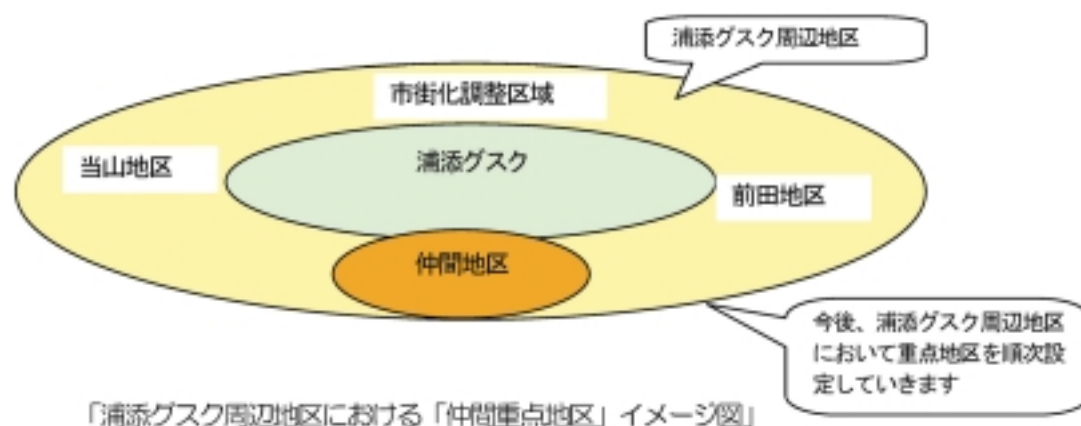
そこで、浦添市景観まちづくり条例でいう重要かつ先導的なモデルとなる地区として、真っ先に浦添グスクを取りまく周辺地区を取り上げることが最も望ましいと判断されます。しかしながら、浦添グスクを取りまく周辺地域といっても一様ではありません。浦添グスクをクサティ森とする伝統的集落が立地する一方、既に既存市街地となっていたり、市街化調整区域であったりします。それぞれの地区特性によって望ましい景観形成に向けたルールが異なってきます。

したがって、浦添グスク周辺地区での展開にあたっては、一様に重点地区としてルールを設けることが困難であるため、特性に応じて複数の「重点地区」を順次設定していく必要があります。

【仲間重点地区】

浦添グスク周辺地区の中でも優先度の高い地区は仲間地区です。仲間地区は、浦添の中の浦添（ドゥームラ）とも称され、浦添グスクをクサティとして古くから今日まで本市行政・文化の中心地として発展してきました。また、先の沖縄戦で灰燼に帰した浦添の戦後復興のスタートの地でもありました。このように本市にとって大切な地区であるとの認識から、平成12年度より自治会を中心とする地区住民とともに、仲間地区まちづくりに関する勉強会や議論を丁寧に積み重ねてきました。そして、「仲間地区まちづくりの基本精神」や「仲間地区まちづくりの将来像」などを住民総意で構築してきました。このような経緯もふまえて、条例に基づく重点地区の第1号を「仲間重点地区」として選定しました。

景観まちづくり条例第10条に規定する重点地区の名称は、「景観まちづくり仲間重点地区」としています。



2. 重点地区の範囲

仲間重点地区の範囲は、県道38号線、県道153号線、浦添大公園区域に囲まれた仲間2丁目を中心とする範囲で、面積は概ね19haです。

■仲間地区の範囲



仲間重点地区の航空写真

3. 仲間地区まちづくりの精神・将来像

仲間地区では、景観法が施行される以前の平成 12 年度から、地区住民とともに仲間地区まちづくりの検討を積み重ねてきました。その成果のひとつが、「仲間地区まちづくりの精神」と「仲間地区まちづくりの将来像」です。これは、地区住民の総意を得たまちづくりの基本精神であり地区住民が目標とする将来像です。

したがって、仲間重点地区においては、このまちづくりの精神に則り、将来像並びに骨格別方針・類型別方針も踏まえながら、より具体的な景観形成のルールを設定しており、本書はそのルールの解説としての位置づけがあります。

■仲間地区まちづくりの精神

私たちは、

- ①私たちの生活する仲間地区の地形、水、緑、歴史的資源を守り継承します。
- ②仲間地区の通りを、地域資源で結んだ歩いて楽しい通りにします。
- ③浦添グスクの城下町（グスクまち）にふさわしいまち並みをつくります。
- ④子どもからお年寄りまで安心して暮らせるふれあいのある地域社会を築きます。
- ⑤住民自身が仲間地区の過去と現在、未来を考え、決めていくようにします。

■仲間地区まちづくりの将来像

「水・緑が感じられる てだこの城下町（グスクまち）づくり」

- 仲間地区は高台に位置していますが、浦添グスクをクサティにした集落立地のため湧水が豊富です。また、地区内には御獄や拜所の緑を中心に屋敷内の緑も多く、落ち着いた佇まいを感じさせる地区です。
- また、「てだこ」とは太陽の子という意味です。かつて浦添が琉球の王都として繁栄した時代の英祖王をてだこと敬称したことに由来しますが、現在ではてだこは浦添をイメージするキーワードとなっています。仲間地区はまさに浦添を象徴する浦添グスクをクサティに行む、本市を代表するグスクまちです。



仲間地区での地区歩きやワークショップの様子

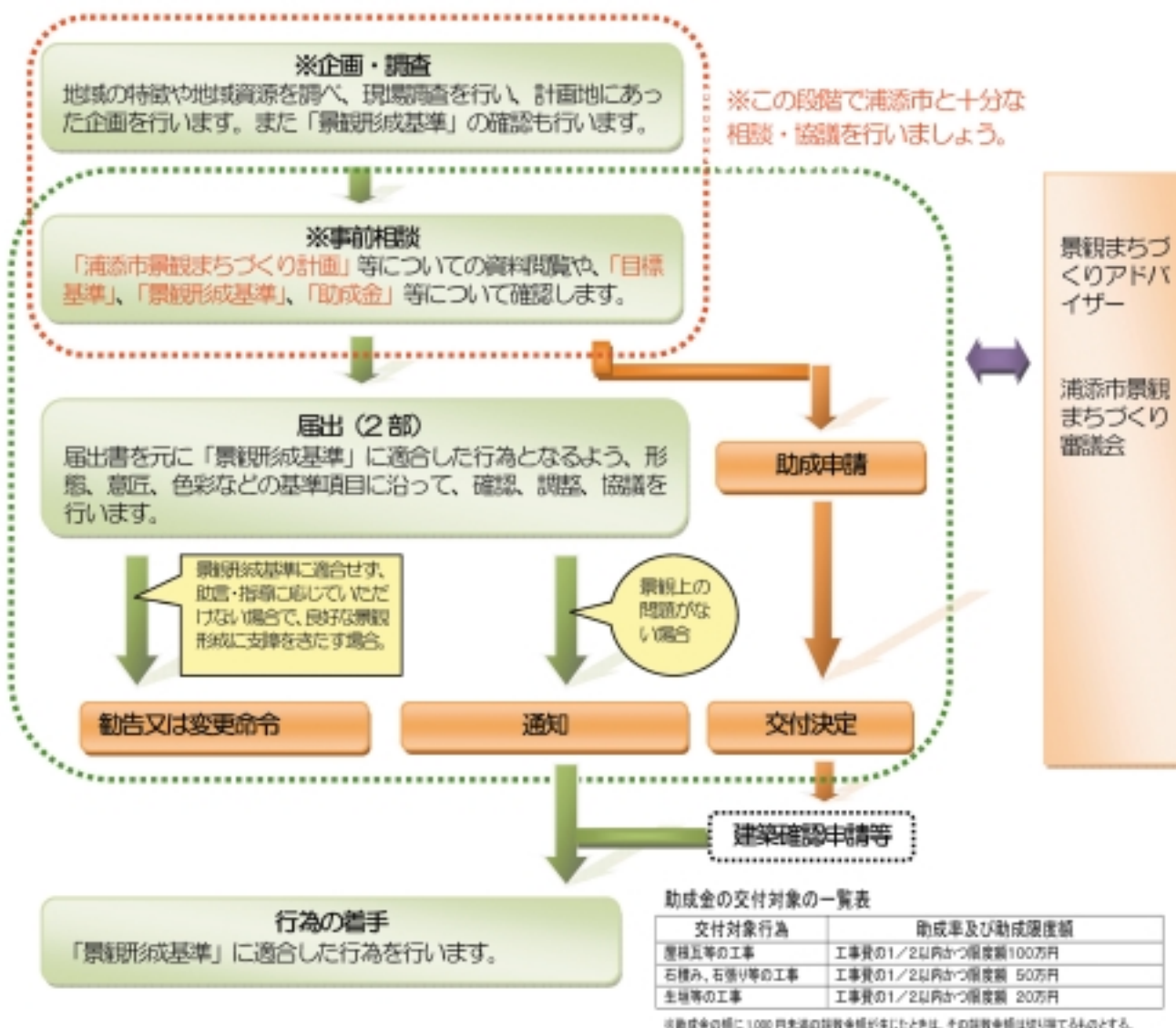


1. 届出の流れ	5
2. 届出対象行為	6

Ⅱ. 届出について

1. 届出の流れ

景観まちづくり仲間重点地区における建築物・工作物、開発等の行為に関しては、浦添市景観まちづくり条例に基づく届出が必要となります。企画・調査から始まり、事前相談と「届出の流れ」を参照し、「行為ごとの景観形成基準」にそって設計等を進めます。また、**建築確認申請**、**助成制度**等と各種の必要な手続きがあるため、市の職員や専門の方との密な相談を行い、余裕をもった届出を行いましょう。なお、少なくとも、行為の着手30日以上前に届出を行うようにしましょう。



事前相談

浦添市内で建築物・工作物、開発等の行為を行おうと思ったら、構想・企画の段階で「浦添市美らまち推進課」と事前相談を行います。「浦添市景観まちづくり計画」等についての資料閲覧や、「目標基準」、「景観形成基準」、「助成金」等に関するアドバイスをいたします。

届出・協議

事前相談を踏まえて、届出書、関係図書を提出していただきます。「景観形成基準」に適合した建築物等になるよう、形態、意匠、色彩などの基準項目に沿って、調整、協議を行います。

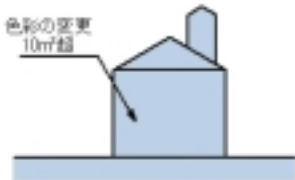
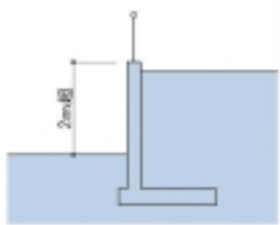
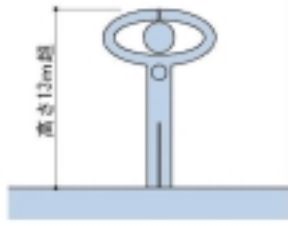
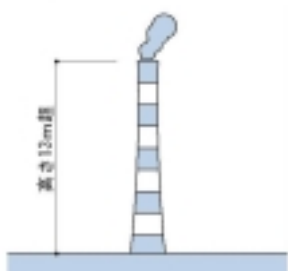
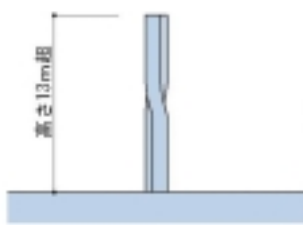
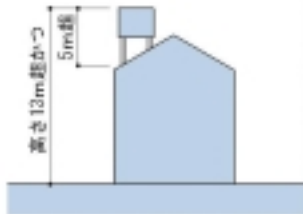
必要に応じて、「景観まちづくりアドバイザー」や、「浦添市景観まちづくり審議会」の助言・指導を得ます。

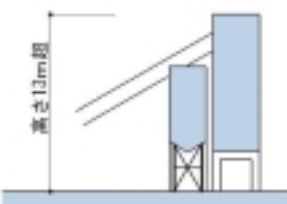
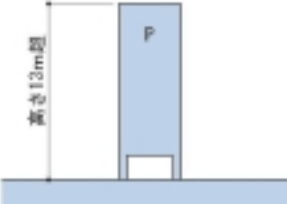
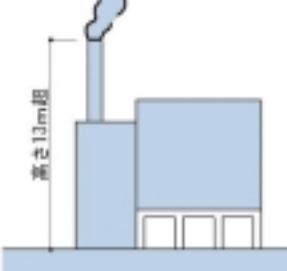
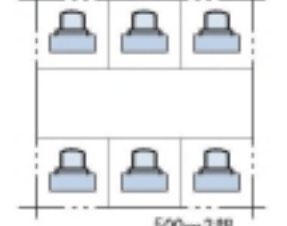
行為の着手、勧告・命令

景観上の問題がない場合、あるいは協議の上、変更を経て景観上の問題がない場合、行為の着手が行えます。なお、景観形成基準に適合せず、助言・指導に応じていただけない場合で、良好な景観形成に支障をきたすと判断される時は、届出から30日以内に勧告を出す場合があります。また、建築物や工作物の色彩に関しては、変更命令を出す場合があります。

2. 届出対象行為

1. 建築物及び工作物

行為	項目	規模
建築物の新築、増築、改築又は移転 (法第16条第1項第1号関係)		建築確認が必要なもの (都市計画区域内であるため全て) ※ 増築、改築または移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であるときは建築確認申請の必要が無いため、届出は不要となります。
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第16条第1項第1号関係)		 見付面積が10㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第16条第1項第2号関係)	(1) 擁壁、塙、さく、塙類	 高さが2mを超えるもの
	(2) 彫像、記念塔類	 高さが13m (当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) を超えるもの又は築造面積が500㎡を超えるもの
	(3) 煙突、排気塔類	 高さが13m (当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) を超えるもの又は築造面積が500㎡を超えるもの
	(4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱類	 高さが13m (当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) を超えるもの又は築造面積が500㎡を超えるもの
	(5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔類	 高さが13m (当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) を超えるもの又は築造面積が500㎡を超えるもの

(6) 高架水槽、 冷却塔類		高さが13m（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m）を超えるもの又は築造面積が500㎡を超えるもの
(7) 観覧車等の遊戯施設類		
(8) コンクリートプラント等の製造施設類		
(9) 自動車の車庫の用に供する立体的な施設		
(10) 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設		
(11) 汚水・ごみ処理施設類		
(12) 墓園類		

	(13) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む)類		高さが20m(電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該支持物の高さが15mかつ地盤面から当該支持物の上端までの高さが20m)を超えるもの
--	--	--	--

2. 開発行為 届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第16条関係)

行為	規模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(法第16条第1項第3号関係)	
	又は
	土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの

3. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第14条関係)

行為	規模
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	又は
	堆積の高さが5mを超えるもの又はその用途に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもの

4. 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第14条関係)

行為	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	
	地形の外観の変更に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの

5. 土地の形質の変更 届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第14条関係)

行為	規模
土地の形質の変更	
	又は
	土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの



1. 景観形成基準の構成	9
2. 建築物及び工作物	
(1) 位置	12
(2) 形態・意匠	17
(3) 色彩	26
(4) 素材	30
(5) 緑化・垣・柵・塀	34
(6) 屋外設備・サイン・その他	39
3. 開発行為	43
4. 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積	47
5. 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	49
6. 土地の形質の変更	51

2-1.景観形成基準の構成

1 建築物及び工作物		キーワード (てがかりとなる言葉)	掲載 ページ
(1) 位置	基 準 1 浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した配図とする。	全体を包含するため全てのキーワード含む	12
	基 準 2 壁面等はできる範囲で前面道路から1、5m以上を目安として後退し、通りと一体となつてうまいにぎわいのある空間づくりに努める。ただし別棟の付属車庫等や奥行きが無い敷地や狭小敷地などに於いてはその限りでない。	通りとの関係	13
	基 準 3 計画地や敷地内の既存のまとまった緑地や老木等を活かすよう努める。	既存の緑	14
	基 準 4 多くの人が集まる主要な視点場からの浦添グスクの稜線が分断されないよう建造物の配置を工夫する。	視点場とグスクの稜線	15
	基 準 5 浦添グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森などの地域資源に配慮した配置計画とする。	地域資源とのつながり	16
(2) 形態・ 意匠	基 準 1 浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した形態や意匠とする。	全体を包含するため全てのキーワード含む	17
	基 準 2 建築物が大規模になる場合は、分節化、分散配置などに工夫する。	スケールのつながり	18、19
	基 準 3 浦添グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森などの地域資源に配慮した、形態や色彩、意匠を工夫する。	地域資源との関係	20
	基 準 4 多くの人が集まる主要な視点場から浦添グスクの稜線が分断されないよう高さ、規模、形態を工夫する。	視点場とグスクの稜線	21
	基 準 5 緑の両翼地区では、高さ、規模、形態、色彩等を工夫し、風景を支配しないようにする。	グスクの緑(緑の両翼)	22、23
	基 準 6 屋根は赤瓦または灰色瓦葺きの適切な勾配の寄棟を可能な限り採用する。やむを得ない場合は、赤瓦または灰色瓦、若しくはそれらに類する素材を部分的に用いるなど、積極的に意匠として採用するよう心がける。	妻(いらか)の風景	24、25
(3) 色彩	基 準 1 落ち着いた色彩を基調とし、浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した色彩とする。	全体を包含するため全てのキーワード含む	26、27
	基 準 2 建築物の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等を除き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色彩とする。ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。また、浦添市景観まちづくり審議会の承認を得たもの又は、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。	ふさわしい色	28、29
(4) 素材	基 準 1 浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した素材を使用するように努める。	全体を包含するため全てのキーワード含む	30
	基 準 2 赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用し、浦添グスク周辺にふさわしい素材の活用心がけることとする。	地域素材の活用	31、32
	基 準 3 外構の舗装は、積極的に浸透性のある材料を使用するよう努める。	浸透性のある舗装材	33

1 建築物及び工作物

		キーワード (てがかりとなる言葉)	掲載 ページ
(5) 緑化・ 垣・ 柵・ 塀	基準 1	浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した緑化に心がける。	全体を包含するため全てのキーワード含む 34
	基準 2	塀・柵等は低く抑え生垣、緑化などを行い、日だまりとゆとりを確保するよう工夫する。	垣間見える庭 35
	基準 3	屋外駐車場は、舗装材やバーグラなど積極的に駐車場緑化に努める。	緑化された駐車場 36
	基準 4	原則として敷地面積の5%以上の緑地を設けることとし、それらを間口の1/4以上に配置するよう工夫する。	緑地の確保 37
	基準 5	道路に面する部分の塀は、原則として、敷地面から高さ1.5m程度の琉球石灰岩による石積みや石張りで修景したものとするか、敷地面から高さ0.6m以下の琉球石灰岩による石積みや石張り或いは類似の塗装などで修景し、その上部は垣・さく・フェンス等を設置し緑の垣根を設けるよう心がける。ただし、道路面と敷地に高低差が著しくある場合は、その限りでない。	通りへの演出 38
(6) 屋外設備・ サイン・ その他	基準 1-ア	浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮して、屋外設備・サイン等とする。	全体を包含するため全てのキーワード含む 39
	基準 1-イ	屋外設備等は、露出させないようにし、修景措置を講ずること。やむを得ず露出させる場合は公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。	目立たない屋外設備 40
	基準 2	鉄塔類の立地は、できるだけ大規模にならないよう、また目立たないように工夫する。	風景に馴染む鉄塔類 41
	基準 3	安全性や美観に配慮した節度あるサインとする。	節度あるサイン 42

2 開発行為

		キーワード (てがかりとなる言葉)	掲載 ページ
開発	基準 1-ア	伝統的な集落の特徴ある地形や地割を活かすよう工夫し、敷地の分割はできるだけ控える。	全体を包含するため全てのキーワード含む 43
	基準 1-イ	擁壁やのり面が生じる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。 また、のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。	小さな擁壁 44
	基準 2	地区内においては、斜面緑地は活かすよう努めると共に、主要な視点場から地域のシンボルである浦添グスクを中心とする斜面緑地の眺めを遮断しないよう努める。	視点場とグスクの緑 45
	基準 3	原則として開発による各宅地には、各宅地面積の5%以上の植栽が行われるスペースを設け、間口の1/4以上を道路に面するよう配置する。	緑地の確保 46

3 屋外における土石、廃棄物、再資源その他の物件の堆積			キーワード (てがかりとなる言葉)	掲載 ページ
位置又は、 集積の方法	基準 1	屋外での物件等の堆積は道路などの公的空間や主要な視点場から離れた位置で行い、積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするよう工夫する。	堆積の方法	47
遮へい その他	基準 2	屋外への物件等の堆積は目立たないよう配置し、常に整理整頓を心がけ、植栽や修景された垣等で遮へいに努める。	遮へい	48

4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の屈採			キーワード (てがかりとなる言葉)	掲載 ページ
跡地の 措置	基準 1	掘採または採取後の跡地は、植栽等で修景を行い、周辺景観に配慮すること。	跡地の措置	49
遮へい	基準 2	道路などの公的空間や主要な視点場から目立たないよう植栽や修景された垣等で遮へいに努める。	遮へい	50

5 土地の形質の変更			キーワード (てがかりとなる言葉)	掲載 ページ
変更後の 措置	基準 1	整地の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の5%以上の緑地を設けることとし、緑地を設けることとし、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする。	緑地の確保	51
	基準 2	特徴ある地形を活かすよう工夫し、擁壁やのり面が生じる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。また、のり面については、緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。	小さな擁壁	52
	基準 3	地区内においては、斜面緑地を活かすよう努めると共に、主要な視点場から地域のシンボルである湧き水を中心とする斜面緑地の眺めを遮断しないように努める。	視点場とグスクの緑	53

変更命令			
建築物及び 工作物	建築物の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等を除き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色彩とする。ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。また、湧き水景観まちづくり審議会の承認を得たもの或いは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。		

2.(1) 位置

基準 1

浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した配置とする。

位置

形態・意匠

色彩

素材

緑化等

屋外設備

開発行為

物件等の堆積

土地の開墾等

土地形質の変更

背景

仲間地区は、浦添の中の浦添（ドゥームラ）とも称され、浦添グスクをクサティ森（ムイ）として古くから今日まで本市の中心地として発展してきました。集落背後のクサティ森（ムイ）や御嶽（ウタキ）、拝所（ウガンジュ）、樋川（ヒージャー）などの地域資源が数多くありそれが今でも息づいています。地形においても、南西斜面に住戸が並んでおり、曲がりくねった道路形態や広場の位置など、沖縄の伝統的集落形態が残っていると言えます。しかし、近年では機能性や利便性などから、現代的な街なみへの移行が急速に進んでおり、残された地域資源が認識できない状況も見受けられます。



方策

敷地境からの壁面後退や背後のグスクの緑との関係に配慮した配置計画にする事により、浦添グスクや市役所などの多くの人が集まる主要な視点場からの城下町（グスクまち）としての集落景観を形成することができます。浦添グスクの麓の歴史的地区としての集落景観に配慮した配置計画を行います。

*キーワード（手がかりとなる言葉）

- ・通りとの関係・・・基準 2
- ・既存の緑・・・基準 3
- ・視点場とグスクの緑・・・基準 4
- ・地域資源とのつながり・・・基準 5



仲間集落内にある、学童施設。前面道路から後退し、伝統的な沖縄の家の配置計画が残されています。敷地内には井戸・フールも残っています。



■市役所から仲間地区をみた写真

高台では浦添グスクの緑が残っていますが、緑の稜線は大規模な建物により分断されているのがわかります。戸建てでも、グスク付近にある敷地では配置計画により、緑の量は大きく変わるので工夫が必要となります。既存樹木を残し、緑地を設ける等の工夫があることで風景に緑が戻り、伝統風景をつくりだします。

2. (1) 位置

基準2

壁面等はできる範囲で前面道路から1.5m以上を目安として後退し、通りと一体となつてうるおいにぎわいのある空間づくりに努める。ただし別棟の付属車庫等や奥行きが無い敷地や狭小敷地などに於いてはその限りではない。

キーワード 通りとの関係

沖縄の伝統的な民家は敷地境界線より建物を後退し、敷地周りを石垣と屋敷林で囲うことで台風から家を守るといふ、昔の人の知恵により、通りは敷地内の緑や石垣が並ぶ風景は潤いがありました。

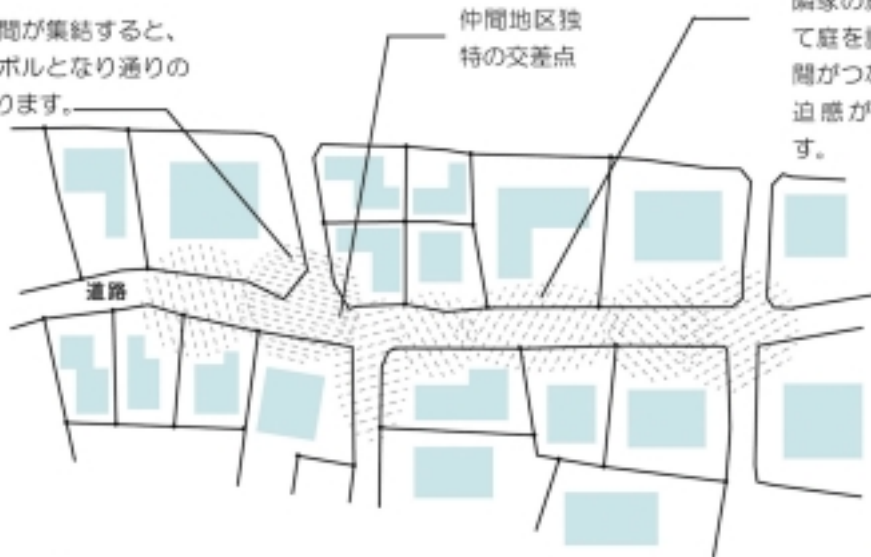
しかし、近年では現代的な建築物への移行が急速度に進み、配置計画においては前面道路ぎりぎりに外壁がくるなど伝統的な集落風景が残せなくなっているのが現状です。

建物と通りとの関係は、前面道路から壁面後退することで、通りに対して圧迫感を和らげ、後退した部分が緩衝空間となり、ゆとりができます。石垣や植栽・樹木などの要素を取り入れ、隣家ともつながりをもち連続することで、外部空間から伝統的風景が生まれます。



■個々の敷地にゆとりがつくられ、外部空間がつながっている例

角地の外部空間が集結すると、広場的なシンボルとなり通りの印象が強くなります。



■現在の仲間地区内



建物が前面道路ぎりぎりに配置されているため、通りに圧迫感があります。昔ながらの沖縄の集落空間がまったく感じられません。



通りから建物が後退しており、敷地内の樹木が繋がった潤いのある空間。境界線が石垣であれば、伝統的なやわらかい雰囲気近づけられます。

位置

形態・意匠

色彩

素材

緑化等

屋外設備

開発行為

物件等の堆積

土地の開墾等

土地形質の変更

2. (1) 位置

基準3

計画地や敷地内の既存のまとまった緑地や老木等を活かすよう努める。

位置

形態・意匠

色彩

素材

緑化等

屋外設備

開発行為

物件等の堆積

土地の開墾等

土地形質の変更

キーワード 既存の緑

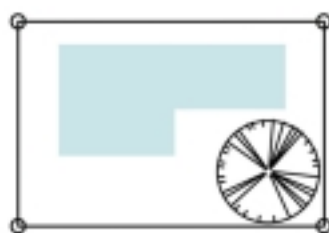
伝統的風景には必ず、集落を守る抱護林や屋敷を守る屋敷林の濃い緑があり、御嶽(ウタキ)、拝所(ウガンジュ)、樋川(ヒージャー)などの歴史的・地域的資源の背景には豊かな森がありました。仲間自治会館にある大きなガジュマルは、昔綱引きの縄を作る時に活用されたり、子どもから大人まで関わりのある存在で、集落のシンボルであり、歴史を感じさせてくれる大切な資源です。最近では、機能性、利便性などのニーズから、車庫等の確保や室面積の増加など、敷地いっぱいに建物を建てるケースもあり、既存の樹木を切ってしまうケースも増えている現状が多々みられます。通りに木々があれば、雰囲気にも潤いをもたらし、季節感を感じさせ、日射の多い夏日には影を作ってくれます。集落にあるすべての緑が集落の風景をつくりだします。

そのためには、**既存の緑**を生かした配置計画を行い、屋敷林などの地域資源として保存していくことを優先とし、計画上どうしても活かすことができない場合は、移植か、同等の樹木を植樹するかを検討します。

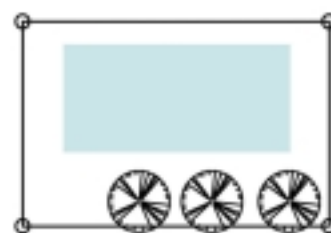
■既存の緑を維持した配置計画



1. 既存の樹木を活かします。



2. 配置計画によっては、移植を検討します。



3. やむを得ず伐採する場合は、同等の樹木を植樹します。

■既存の樹木を活かした例



3回の移動に耐え、樹齢100年を超えている自治会館敷地内にあるガジュマル。お年寄りから子どもまで、親しみのある木。世代を超えて共通の記憶として受け継がれていきます。宅地内にある樹木も同じです。



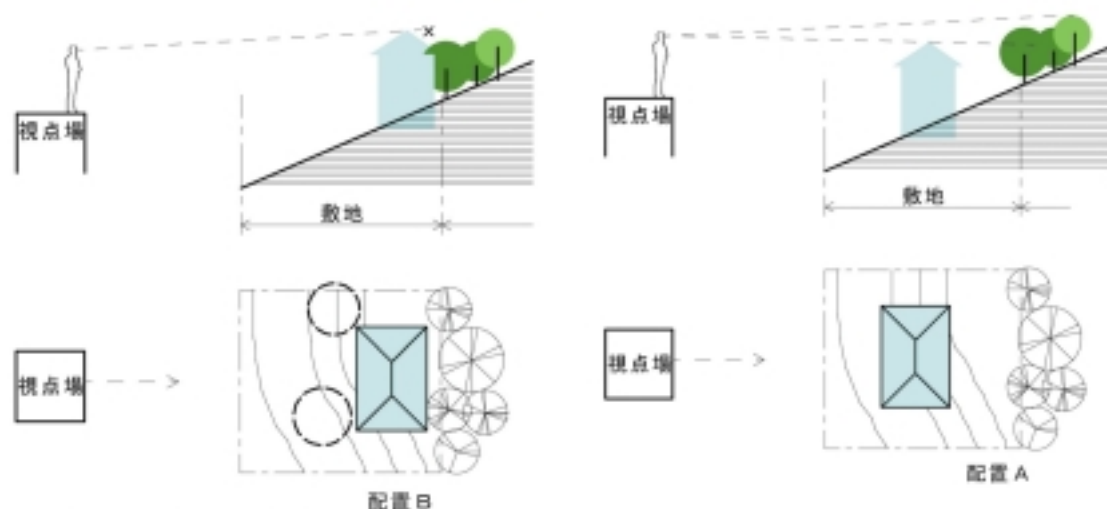
既存木を残し、建物の配置計画を行っています。角地になるのでランドマークにもなり、通りにも日影を提供しています。集落上部にあるので背後にある緑の稜線とつながった風景となります。

基準4

多くの人が集まる主要な視点場からの浦添グスクの稜線が分断されないよう建造物の配置を工夫する。

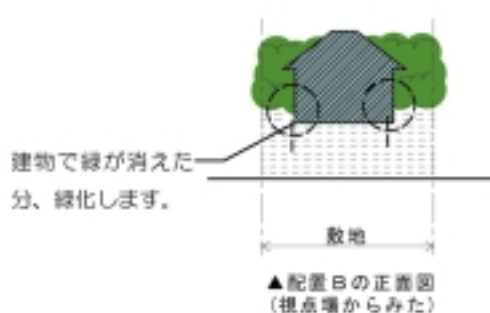
キーワード 視点場とグスクの縁

仲間地区は、集落背後のクサティ森(ムイ)の南西斜面に立地した沖縄の伝統的集落構造になっています。地形に沿ってなだらかに平屋の建物が並んでいる姿が伝統的風景でした。現在では、2層3層の建物が主流となり視点場によっては、グスクの縁の稜線を建築物で分断してしまう可能性があります。同じ建物の高さでも、配置計画の方法で背後のグスクの縁の見え掛かりの量が増え、グスクの縁を背景とした伝統集落風景を形成することができます。



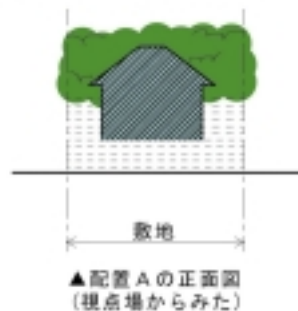
■高い方(後方)に配置した例

やむをえず、後方に配置する場合、縁の横線が建物により分断されるので、建物前に植樹するなど、緑化するよう心がけます。



■低い方(前方)に配置した例

高台にある敷地では後ろの縁に配慮し、建物は低い方に配置すると良い。視点場からの見る縁の見え掛りが大きくなります。



■高台にある家(仲間地区)

浦添グスク近くにある住宅群、後ろの縁が建物により分断されています。

2.(1) 位置

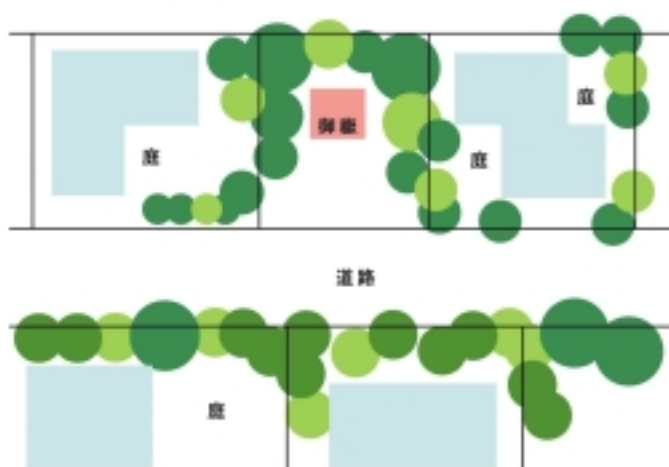
基準5

浦添グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森などの地域資源に配慮した配置計画とする。

キーワード 地域資源とのつながり

仲間集落に残る御嶽(ウタキ)、拝所(ウガンジュ)、樋川(ヒージャー)などの地域資源は沖縄らしい伝統的風景として保存、修復、継承していくと同時に、周りの建物は雰囲気壊さぬように工夫する必要があります。貴重な拝所に配慮し、敷地内の配置計画を行いましょう。
浦添グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森などそれぞれに存在の意味があります。地域資源の価値を再認識するとともに地域資源とのつながりを意識した、配置計画を行います。

■クバサー又御嶽



御嶽空間に配慮し、周りにある建物はできるだけ御嶽に近づけず、御嶽との間は庭や樹木などで仕切りましょう。前後の敷地も通りの雰囲気を壊さないような配慮が必要です。



クバサー又御嶽のうしろに位置する住宅は、建物を後退し配置計画を行っています。前方にある宅地内の樹木と御嶽の緑が繋がり雰囲気をづくりだしている良い例です。

基準 1

浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した形態や意匠とする。

背景

仲間地区は、浦添の中の浦添（ドゥームラ）とも称され、浦添グスクをクサティとして、古くから今日まで本市の中心地として発展してきました。集落背後のクサティ森（ムイ）や御嶽（ウタキ）、拝所（ウガンジュ）、樋川（ヒージャー）などの歴史的・地域的資源が暮らしに生きづいており、また、曲がりくねった道路形態や南西斜面の集落の形態が今も残っています。

方策

形態・意匠は、仲間地区の特性と趣を活かした、ふさわしい佇まいとします。浦添グスクや仲間地区は、市共通の誇りとしてそこに暮らす人々、市民全体に支えられ、浦添市の顔として資源や街なみを大切に扱わなければなりません。各々が、無造作に個性を示していたのでは、浦添市の顔とはほど遠いものになってしまいます。街なみは、多くの建物の群によって構成されるものであり、設計する人間、そこに住む人々皆が共通の意識を持って関わる必要があります。

*キーワード（手がかりとなる言葉）

- | | |
|---------------|---------|
| ・ スケールのつながり | ・・・基準 2 |
| ・ 地域資源との関係 | ・・・基準 3 |
| ・ 視点場とグスクの稜線 | ・・・基準 4 |
| ・ グスクの緑（緑の両翼） | ・・・基準 5 |
| ・ 麓（いらか）の風景 | ・・・基準 6 |

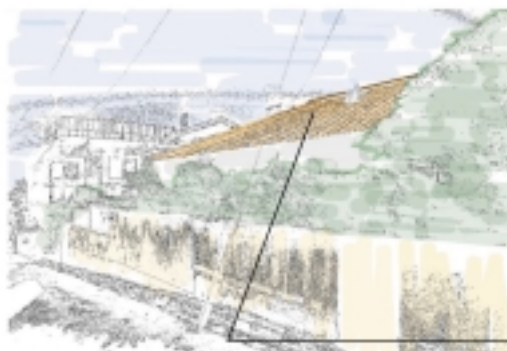
■仲間地区の現況



曲がりくねった通りや坂道などが地域を特徴づけています。

■形態・意匠として、地域の特徴に貢献する

建物がグスクの緑などの地域資源と調和し一体となった空間、通りの変化の先に、緑の隙間から見え隠れする赤瓦が連なっていく、そんな景観が仲間地区の中に溶け込んでいけたら、魅力的ではないでしょうか。



（那覇市首里金城町）

緑の間から、見え隠れする赤瓦屋根

位置

形態・意匠

色彩

素材

緑化等

屋外設備

開発行為

物件等の堆積

土地の開墾等

土地形質の変更

基準 2

建築物が大規模になる場合は、分節化、分散配置などに工夫する。

キーワード スケールのつながり

仲間地区にとって風景の中でスケールのつながりに意識をもつことは大事です。

仲間地区は浦添グスクの城下町として、グスクの緑・丘陵をクサティ森（ムイ）に恩恵を受けてきました。「周りの森が集落を抱きかかえるように守っている」とあるように、抱きかかえられないような、グスクの緑を支配するほどの規模になるものは、伝統集落地区として風景に馴染まないように思えます。背景のグスクの緑と建築物との関係を、ほど良い尺度のつながりとするこ

とで、落ち着いた眺めにします。

また、既存街なみ一つ一つの建物の大きさとしても馴染まない印象があります。長大な壁面は周辺の街なみに大きく影響を与えます。通りを暗くしたり、近隣に住む人々に圧迫感を与えます。

決して一枚岩的な大きな建物を作らないこと。分散配置や外部の大きさと関係するように段階性を持たせるなど、仲間地区の中に関わりのあるスケールのつながりとします。

■ 建物と外部の関わり（経塚の碑より望む）



写真の大規模建築は、大きな壁面が周りから突出して見え、仲間地区の風景の中になじみません。建物が大規模になる場合は、平面だけでなく立体的なイメージを常に頭に描くことを忘れないように、離れた場所から眺め、外部とどのように関わるかを考えましょう。

■ 規模の考え方

赤瓦屋根を採用していても、ここでは、長大な屋根面がかえって建物の大きさを強調してしまう



長大な壁面だと、背景の緑のまとまりが大きく分断されてしまう

グスクの緑

緑を支配してしまう



街なみ・通り

壁要素が大きく、特に裏手側は、壁面が接近し、圧迫感を与え、つながりも乏しくなることが考えられます。

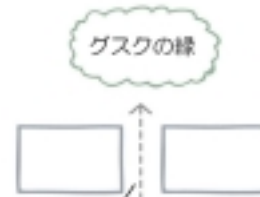
2.(2) 形態・意匠

—分散配置—

緑面の分断を緩和できます



建物の分散（分棟）化を行うことで、間からの緑面が障壁要素を緩和させます。



分棟間から外部に対して緑や内部空間へのつながりが出来ます。

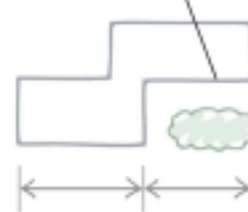
—分節化—

高さを分節し、積線の流れに合わせることで、風景に馴染み易くなります。



屋根の分節化は、障壁要素の大きさを相当緩和できます。
(下記写真参照)

壁面を分節します。



圧迫感を緩和することが出来ます。



細かく分節化された屋根と、赤瓦の色が目を引き、規模の大きさを感じさせません。

(浦添中学校)

—段階性—



周りの大きさと関係しながら、段階性をもったスケールつながりが出来るようにします。



長大な面の前に赤瓦屋根を設け、緩和を図った良い例。

植栽帯による段階を持たせています。

敷地条件や大空間が必要な用途など、実際には規模の考え方を取り入れるのは困難な場合もあります。しかし、仲間地区において、周りに対して意識をもって取り組もうということが大事であり、何が出来るのか可能な限りつながりの方策を考えましょう。

大規模に限らず、仲間地区内において、比較的多く建ち並び、課題のあるスケール形態である中小規模の共同住宅を建てる場合も、段階性をもって周りと関係をもつようにします。

位置

形態・意匠

色彩

素材

緑化等

屋外設備

開発行為

物件等の堆積

土地の開墾等

土地形質の変更

基準 3

浦添グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森などの地域資源に配慮した、形態や色彩、意匠を工夫する

位置

形態・意匠

色彩

素材

緑化等

屋外設備

開発行為

物件等の堆積

土地の開墾等

土地形質の変更

キーワード 地域資源との関係

仲間地区には地域資源として水の流れや音、緑といった自然や歴史を感じさせる空間が多く残っています。それらは私達に安らぎを与えてくれます。建物を建てる時は、**地域資源との関係**を計画段階の重要な要素として取り入れ、建築が地域資源を守り育てることに参加（貢献）することが大切です。

地域資源に関わる場所では、仲間地区の主要な場所として周りから見られるということを意識し、きちんとそれに耐えうるだけの形を作らなければなりません。

■ 地域資源（仲間樋川）

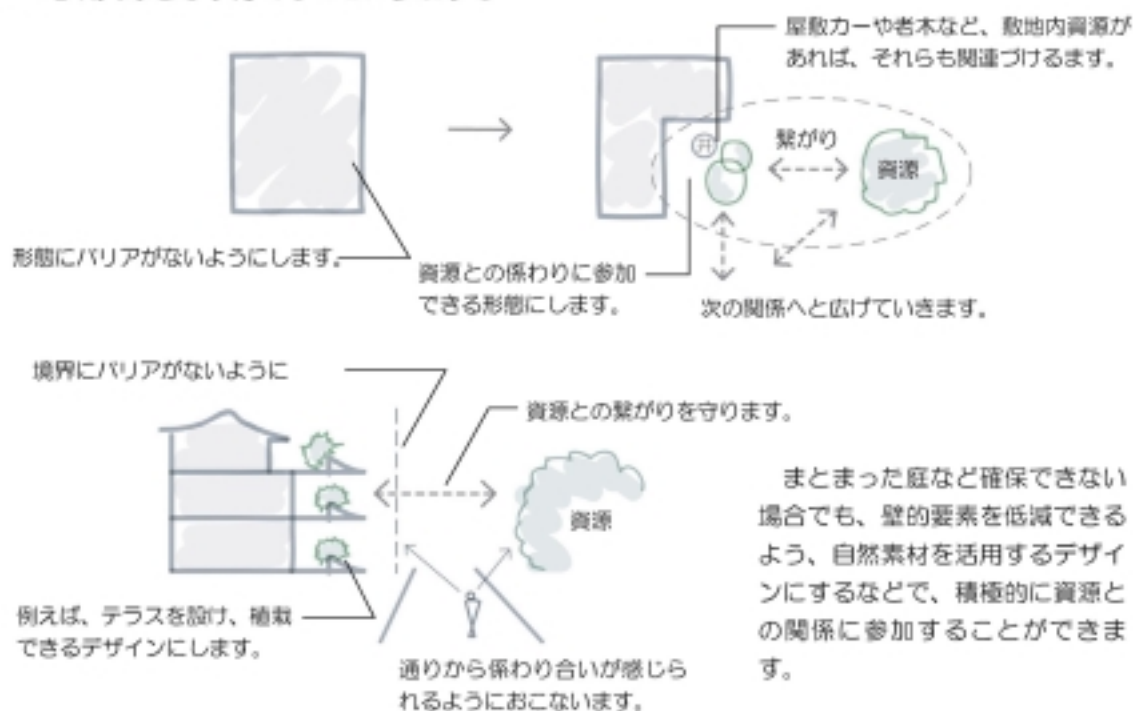


現況は樋川の佇まいだけが豊かで、周りとのつながりは希薄のように感じられます。通りも含め、周りの建築行為が地域資源とどのように形成していくか意識することが重要です。

仲間樋川は、水と緑が感じられる一体となった潤い、歴史の道といった資源が重なる場所です。それらが創り出す景観は安らぎを与えてくれる、地域の共有財産です。

人々が楽しく行き交う空間ができるように、仲間樋川周辺が一体となって係わり合い、水と緑の潤いを共有するコミュニティとして景観を形成していきます。

■ 地域資源を守り育てることに参加する



基準 4

多くの人が集まる主要な視点場から浦添グスクの稜線が分断されないよう高さ、規模、形態を工夫する。

キーワード 視点場とグスクの稜線

グスクの稜線は、仲間地区の印象を高める重要な景観要素です。それが創り出す景観は地域の共有財産であり、100年後の財産となるようにグスクの緑が形成している稜線を大切にしていきます。

視点場からの眺めとして、用途地域や建物の立地によっては、稜線を分断する可能性があります。慎重にスケールを選び、グスクの稜線に調和するよう意識することが大切です。

■ 視点場（浦添市役所）からグスクの稜線を望む



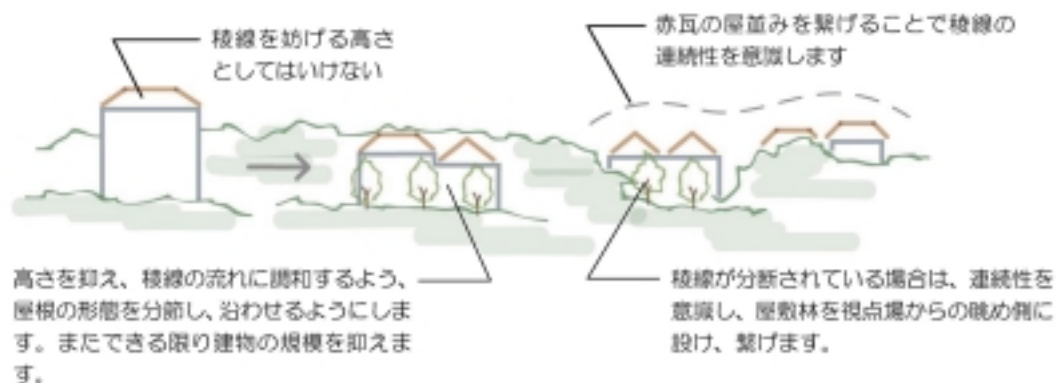
現在、仲間地区の背景は「大むね」グスクの稜線が保たれています。



しかし、一部の建物が稜線を分断してしまっています。

■ 稜線への考え方

建築物の高さや規模、屋根の形態は稜線の連続性に大きな影響を与えます。稜線から突出しないよう配慮します。（用途地域については、基準5参照）



赤瓦屋根は、緑に馴染み、稜線の連続性との調和を図れるように思えます。（右写真参考）



基準 5

緑の両翼地区では、高さ、規模、形態、色彩等を工夫し、風景を支配しないようにする。

キーワード | グスクの緑（緑の両翼）

私達は、普段の生活の中で緑から潤い、安らぎを感じ、様々な恩恵を受けています。仲間地区を抱くグスクの緑は、緑豊かな連なりの風景をつくり、まちの背景を形成する骨格として特徴づけています。

建築物とグスクの緑との間に、柔らかい繋がりができるように調和させた形態とします。風景の中にグスクの緑を尊重する、品格をもった建物とします。

※ 仲間地区における緑の両翼地区とは、グスクの緑の事を指します。

■ 視点場（経塚の碑）からグスクの緑を望む

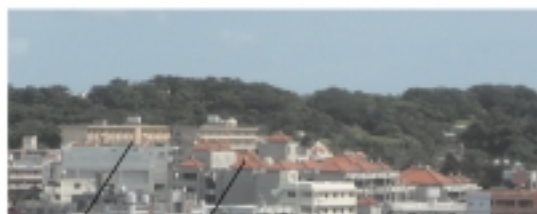


規模が背景を支配しています。→ 基準 2 参照

四角い造形で緑の背景を切り取るのは、無関係な馴染まない印象を受けます。背景の緑に調和するような意匠・形態が望まれます。



例えば、斜面に沿う形は自然な印象をこわさないように思えます。



二つの建物は対照的である。赤瓦屋根の緑はグスクの緑に馴染んでいる印象があります。

■ グスクの緑への考え方

頂からふもとに広がる住宅等は、地形的特長、緑の連続性に配慮し、背景のグスクの緑に調和した形態・意匠とします。



仲間地区の幹線沿いは、一部近隣商業地域であるため大規模な建物が建つ可能性があり、グスクの緑への影響に配慮する必要があります。

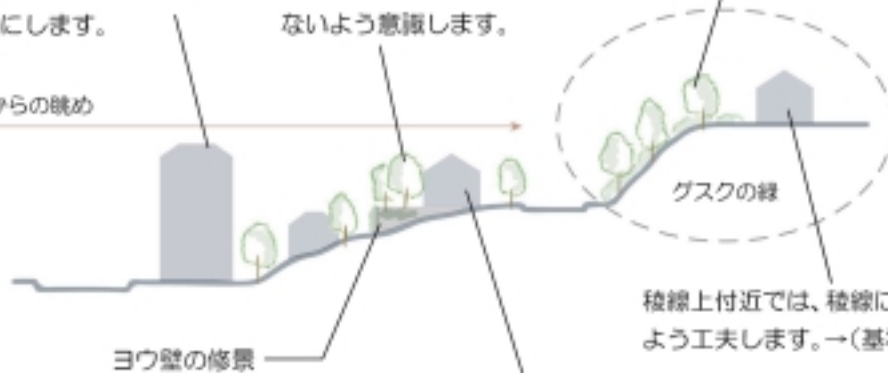
2.(2) 形態・意匠

視点場からの眺めで、幹線沿いの建物の高さが稜線を遮らないようにします。

視点場からの眺め

屋敷林をまわし、背景の緑のまとまりが途切れないよう意識します。

境界緑化により、稜線の連続性を守ります。



稜線上付近では、稜線に調和するよう工夫します。→(基準4参照)

ヨウ壁の修景

人工物の境界は、石張りなど自然素材の使用や緑化して馴染ませます。

背景の緑に調和した形態・意匠とします。



(仲間地区の事例)

屋敷林で緑を繋げ、形態も緑の自然な流れに合う印象で、場を尊重しています。

稜線上に出る建物は、規模を抑える

境界緑化により、稜線の連続性を守る

幹線沿いの建物の面が大きくなりないう、分節・分散化を意識します。



屋根の形態
→(基準6参照)

足元の緑化、高木の植樹で、グスクの緑への係わりを意識づける。

規模のみでなく、自然素材を取り入れたデザイン、緑に配慮した色彩など、風景の支配を緩和する工夫も求められます。

位置

形態・意匠

色彩

素材

緑化等

屋外設備

開発行為

物件等の堆積

土地の開墾等

土地形質の変更

基準6

屋根は赤瓦または灰色瓦葺きの適切な勾配の奇棟を可能な限り採用する。やむを得ない場合は、赤瓦または灰色瓦、若しくはそれらに類する素材を部分的に用いるなど、積極的に意匠として採用するよう心がける。

キーワード 麓(いらか)の風景

「濃い緑に見え隠れする、白い漆喰に縁取られた赤瓦の民家」は、沖縄の伝統集落のイメージではないでしょうか？

仲間地区にも、赤瓦・茅葺(カヤブキ)等の勾配屋根の連なる風景があったとされています。

一方、今の仲間の風景は、陸屋根や将来増築用の角、屋上タンク等様々な形態が混在しており、伝統的風景が失われているのが現状です。

伝統風景を取り戻すには、遠景としての連なった勾配屋根、

通りを歩いている時に見える麓(いらか)の風景が必要になります。なお基準にある「可能な限り採用する」又は「部分的」とは建築面積の基本的に1/3以上とします。



■昭和20年頃の仲間集落

・瓦葺き 25~30 戸、

・竹葺き 4~5 戸

瓦葺き、竹葺きは主に裕福な家庭で、一般の家庭では茅葺が多かった。

「字誌 なかま」より



形態は奇棟屋根が多い



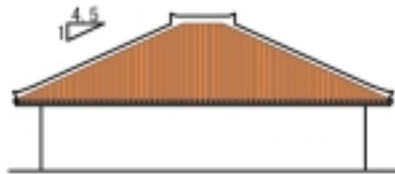
奇棟屋根が手前の高架タンクで分断されています。

■今の仲間地区の集落景観



勾配屋根と陸屋根、高架タンクのふぞろいな景観

■屋根の形態



寄棟屋根 立面図



寄棟



切妻



片流れ



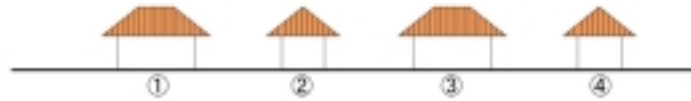
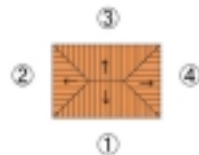
陸屋根

沖縄の伝統の屋根形態は、強風に対処するため最も被害が少ない寄棟造りが基本です。しかも、寄棟はどの方向からも屋根が見えるところに良さがあり、曲がりくねった通りや、微地形の土地ではその効果が最大の魅力です。現代では赤瓦の種類も増え、様々な形状の屋根が見られますが、やはり美しい屋根としては勾配は4.0～4.5寸程度の寄棟屋根であります。事情により、寄棟が困難な場合、通りや視点場からの見え方を考慮の上、屋根の形態を検討することが望ましい。

■屋根の見え方

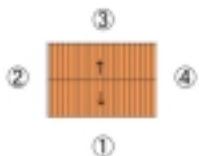
寄棟

四方向に屋根があるので、どこからでも屋根を見ることができます。



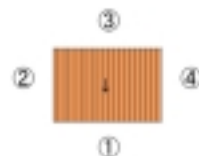
切妻

二方向のみ屋根を見ることができます。残り二面では壁面として見えます。



片流れ

一方向のみ屋根を見ることができ、残りは壁面になる。大きな壁の面は圧迫感がでてしまいます。



寄棟

本来の赤瓦屋根。敷地内の緑と赤瓦屋根が伝統的な雰囲気を作り出しています。漆喰の凸凹が見る人の目を楽しませ、屋根を身近に感じられる良い例。



通りから

通りの先に見える建物は、屋根の勾配・向きに考慮することで、通りから屋根が目に入り、通りの雰囲気もよくなります。



部分的
通りに対し、部分的な勾配屋根でも雰囲気はつくれます。



片流れ

一方向の屋根だが、後部の樹木で後ろの壁面は隠れ、風景の圧迫感を崩していない、良い例。



シーサー

屋根を見る楽しさを引き立ててくれます。

位置

形態・意匠

色彩

素材

緑化等

屋外設備

開発行為

物件等の堆積

土地の開墾等

土地形質の変更

2.(3) 色彩

基準 1

落ち着いた色彩を基調とし、浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した色彩とする。

背景

仲間地区は、浦添の中の浦添（ドゥームラ）とも称され、浦添グスクをクサティ森（ムイ）として古くから今日まで本市の中心地として発展してきました。

集落背後のクサティ森（ムイ）や御嶽（ウタキ）、拝所（ウガンジュ）、樋川（ヒージャー）などの歴史的・地域的資源が暮らしにいきづいています。そのため浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい色使いとなるように工夫します。

方策

浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい色を形成するために下記の項目を重視します。

「浦添グスクの緑に馴染む色彩計画」・・・緑豊かなクサティ森（ムイ）を背景とした、建築物等の色彩は、濃い緑に馴染み、調和するような色彩を使用します。

「歴史地区を表す素材と合う色彩計画」・・・歴史地区では赤瓦や琉球石灰岩が集落の素材として、又、色彩として馴染んでいるため、琉球石灰岩や赤瓦に合う塗装色を使用することにより歴史地区にあう格式ある色彩の形成に努めます。

「派手な色彩を控えた色彩計画」・・・彩度の高いけばけしい色での個性の発揮等は控え、美しい街なみを保全・創出していく事に努めます。

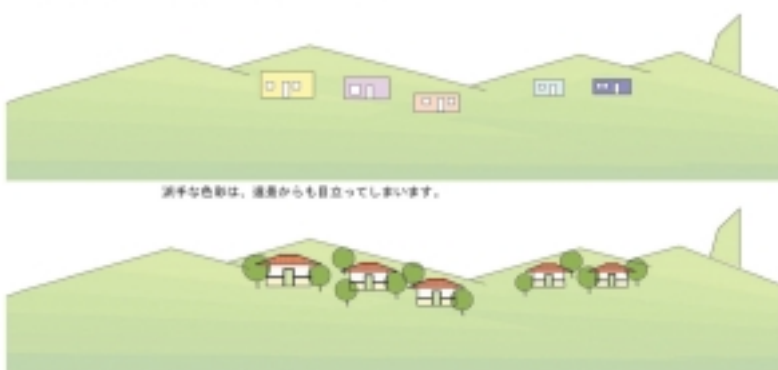
*キーワード（手がかりとなる言葉）

・ふさわしい色・・・基準 2

■浦添グスクを背景に様々な色彩が交じり合う仲間地区（市役所より）



■浦添グスクに馴染む色彩計画



濃い緑に馴染み、調和するような色彩計画に努めます。建造物を「図」として、存在を強調するのではなく、「地」として、周辺に溶け込んだ、落ち着いた景観の形成を図ります。

2. (3) 色彩

■歴史地区を表す素材に合う色彩計画

古くから沖縄の地域素材として赤瓦、灰色瓦[※]、琉球石灰岩、あわ石等が上げられます。（素材の基準2参照） 沖縄の伝統的な建造物にも使用されている琉球石灰岩や赤瓦に合う塗装色を使用することにより歴史地区としての風情ある色彩の形成に努めます。

※灰色瓦とはセメント瓦ではなく、焼物の高麗瓦（コウライカワラ）を表し、ようどれ館を建設する際に跡地から出た瓦で、それも歴史や仲間地区らしさを表すと考え、基準に定めています。



伝統的な素材を用いた建物

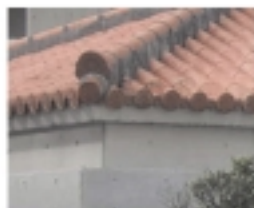


伝統的な構成を残した近代的な建築

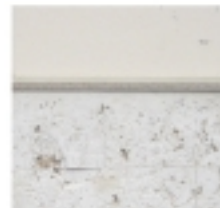
沖縄は鉄筋コンクリート造の建築が9割以上も占めています。そのため、外壁の色彩は、塗装が主流となります。建造物の外壁には使用する塗装色は基準で『明度 8 以上、彩度 2 以下』と定められていますが、歴史地区を表す素材としての琉球石灰岩や赤瓦があり、その素材に合う塗装色を『ティダナチュラ』と称し『明度 8 以上、彩度 2 以下、色相 YR～Y』の範囲で推奨しています。それは、日差しが強く湿度が高い気候風土からも暖色系（赤や橙など）が際だって美しく見えること等も要因の一つに上げられます。※詳しくは基準 2 に記載しています。



赤瓦と塗装仕上げの組合せ



RC 造打放しと赤瓦の組合せ



琉球石灰岩と塗装の組合せ

「てだこのまち」浦添は、琉球王統発祥の地としての歴史遺産と豊かな自然特性があります。色彩では、『ティダナチュラ』のまちづくりを提唱し「ティダ」はテダコのまちで歴史文化を表し「ナチュラ」は、伝統的素材である赤瓦や琉球石灰岩にあう温かみのあわい白色系の塗装色「ナチュラルホワイト」を表す語として「歴史文化と自然の薫る都市」に彩りをきわめさせる意味の造語としました。

■派手な色彩を抑えた色彩計画



周辺景観と調和した色彩計画を行うにあたっては、美しい自然の色を尊重し彩度の高いければいい色での個性の発揮は控え、周辺と調和するように努めます。また、既設の建物で、周囲とは調和しない派手な色彩を使用している建物も外壁の塗替え時には、基準に適合させるようにしなければなりません。

位置

形態・意匠

色彩

素材

緑化等

屋外設備

開発行為

物件等の堆積

土地の開墾等

土地形質の変更

2.(3) 色彩

基準 2

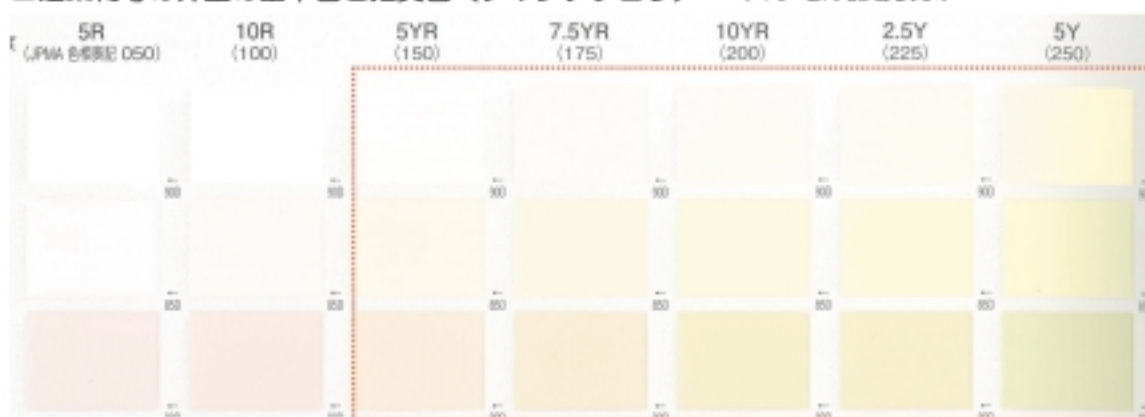
建築物の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等を除き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色彩とする。ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。また、浦添市景観まちづくり審議会の承認を得たもの或いは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。

キーワード ふさわしい色

沖縄は鉄筋コンクリートの建築が主流となっているため、外壁の色彩は、塗装がメインとなっています。その外壁の塗装色は『明度8以上、彩度2以下』と定められおり、仲間地区では赤瓦と琉球石灰岩の使用を奨励しているため、その伝統的素材に合う塗装色として「ティダナチュラ」と名づけた『明度8以上、彩度2以下の色相 YR～Y』の範囲で推奨しています。又、彩度が高い色や蛍光色を用いると、周辺から浮いたりするため注意が必要です。アクセントとして着色する場合には、ある程度幅を持たせることで、個性の演出を図っていますが、仲間地区は歴史地区であるため、周辺との調和も含めたふさわしい色の色彩計画が求められます。

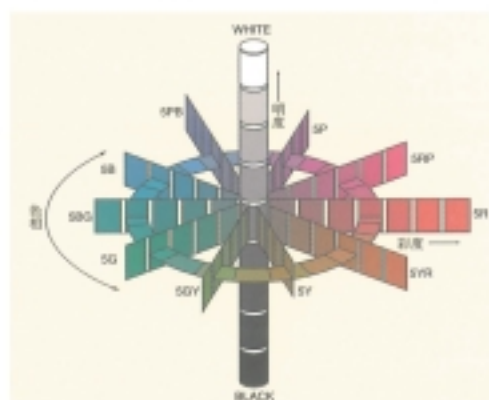
※尚、上記基準は、変更部分の対象となります。

■建築物等の外壁の基準色と推奨色（ティダナチュラ）（マンセル記号表示）



例：「ティダナチュラ」の範囲『明度8以上、彩度2以下の色相 YR～Y』

■マンセルの色立体

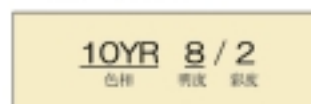


色は「色相」「明度」「彩度」の3つの属性で表すことができ、これを数字やアルファベットで分かりやすく表記されたマンセル値が一般的に利用されています。

- 色相：赤、青、黄などの色みを指します。
- 明度：色の明るさの度合いを指します。
- 彩度：鮮やかさや色みの強弱の度合いを指します。

■マンセル表記の例

例：10YR8/2は、色相 10YR、明度 8、彩度 2 を表します。



※印刷により、実際の色彩とは異なります。



道路の舗装に琉球石灰岩を使用し、壁に YR 系の塗装色を用いることで「ティダナチュラ」をイメージできる清々（すがすが）しい通りとなります。

2.(3) 色彩

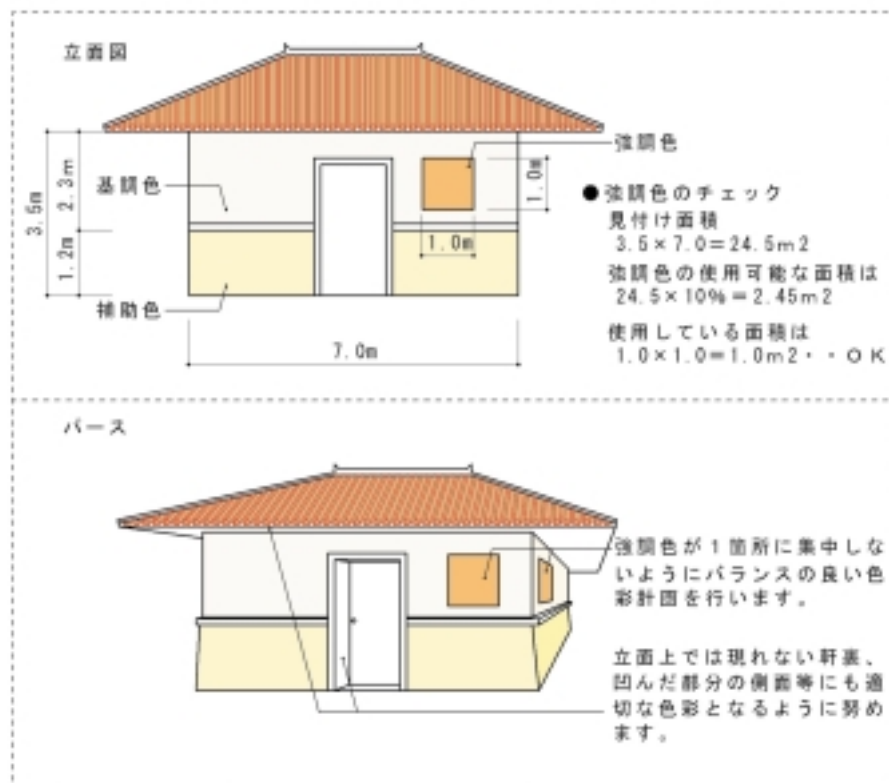
■ 配色構成の検討

一般的には、色彩にはその面積や組み合わせなどにより大きく印象が変わるという性質があります。周辺景観と調和した落ち着いた色のある色彩のデザインを行うために、外壁に用いる「基調色」と「補助色」については、明度8以上、彩度2以下とし、アクセントとして着色する「強調色」については10%以下とし、配色構成の良いバランスを計画します。

基調色（ベースカラー）	：最も大きな面積を占め、イメージ全体を左右します。	明度8以上、彩度2以下 「ティダナチュラ」を推奨
補助色（サブカラー）	：基調色と強調色の間を調和させ安定感を与えるために落ち着いた色のある色を推進します。	
強調色（アクセントカラー）	：小さな面積に用いて全体を引き締めるために使います。個性の演出を図りやすい半面、彩りや多様性を醸し出すことを目的としています。	明度、彩度の基準はなし 各壁面の10%以下とする。

■ 強調色について

基調となる部分では統一感をつくる一方、それ以外の補助色や強調色では多用な色を使用することで、創意と工夫に満ち、賑わい、楽しさ等を表した「チャンブルー」という多様性をつくり出します。しかし派手にならない程度で個性を演出する色彩計画に努めます。外観にアクセントとして着色する場合には各壁面の10%以下が基準となっていますが、建物は面ではなく、立体で見えるためバランスの良い色彩計画を行います。



■ 調和の方法

類似型調和

- ・色相環上で隣接する色である類似色相、近似色相の組み合わせ。
- ・明度・彩度は異なっても、色相が近い範囲に収まっています。
- ・1つの色相、又は類似の色相を用い、トーンに変化を持たせます。
- ・木や土を建材として使用していた日本の伝統的な街なみは、YR系を中心とした色相調和型が多く存在します。

同色型調和

- ・同一の色相でトーンに変化を持たせた色の組み合わせ。
- ・同じような近い色彩範囲でまとまっています。

トーン調和

- ・同じトーンで明度や彩度を調整した組み合わせ。
- ・色相はいろいろあるが、トーンが近い範囲に収まっています。

対比型調和

- ・色相環上で反対の位置にある対立色相の組み合わせ

位置

形態・意匠

色彩

素材

緑化等

屋外設備

開発行為

物件等の堆積

土地の開墾等

土地形質の変更